

# クレーン運転業務特別教育開催のご案内

令和8年2月

お客様各位

青森労働局長登録教習機関  
公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会  
青森事務所長

労働安全衛生法により、つり上げ荷重が5トン未満のクレーンを運転させるためには、標記の『クレーン運転業務特別教育』を修了する必要があります。

つきましては、下記により標記特別教育を実施いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

## 1. 開催日時・会場

学科	開催日	受講時間		会場
		13時間コース	10時間コース	
学科	8月21日(金)	9:40~18:05	9:40~18:05	八戸水産会館(小研修室) 八戸市白銀町三島下95 受付の開始は9時10分からとなります
	8月22日(土)	9:10~12:25		
実技	8月22日(土)	13:30~16:40	8:50~12:00	北辰工業株式会社 八戸市桔梗野工業団地2-9-40

## 2. 受講コースおよび講習料金(消費税込)

13時間コース(免除科目無)			10時間コース(免除科目有)		
免除科目に該当するいづれの資格もない方			有資格者(次の資格を取得または修了している方) 1. 移動式クレーン運転士免許 2. 揚荷装置運転士免許 3. 小型移動式クレーン運転技能講習 4. 玉掛け技能講習 ※力学およびクレーン運転の合図が免除となります。		
会員	受講料 15,400円 料外代 1,380円	計 16,780円	会員	受講料 13,200円 料外代 1,380円	計 14,580円
非会員	受講料 17,600円 料外代 1,680円	計 19,280円	非会員	受講料 15,400円 料外代 1,680円	計 17,080円

## 3. 申込方法・締切日

(1)	申込書に写真1枚(縦3.0センチ×横2.4センチ、申込前6ヶ月以内に撮影した上三分身、正面脱帽、無背景のもの)を貼付の上、ご郵送下さい。 ※10時間コースを受講の方は、保有する資格の免許証または修了証の両面のコピーを添付して下さい。また、受講当日は原本を持参して下さい。 送付先 〒038-0031 青森市三内字丸山393-2 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 青森事務所 TEL 017-762-7205 FAX 017-762-7206
(2)	申込書受理後、当方より受付完了のご連絡をいたします。受付完了後、受講料の払い込みをお願いいたします。なお、受講日の3日前以降の取消又は欠席の場合は、受講料は返還できませんので、ご了承下さい。
(3)	締切日は、令和8年8月10日(月)です。※定員30名に達し次第、締め切ります。お早めにお申し込み下さい。
(4)	修了試験の結果を通知(合格者には修了証を交付)します。本人または所属事業所へ「特定記録郵便」(送料お客様負担)にて郵送いたします。他の送付方法を希望の方はご相談ください。

#### 4. その他

- (1) 講習当時は9時00分までに会場へお越しください。駐車場がございますので、そちらを利用して下さい。
- (2) 講習初日に本人確認をさせていただきますので、次のいずれかの確認書類（原本）を持参して下さい。  
（自動車運転免許証・住民票・パスポート・各種免許証）
- (3) 学科の際は、筆記用具を持参して下さい。
- (4) 実技当日は、作業服、ヘルメット、軍手を着用し、実技に相応しい服装で参加して下さい。
- (5) 「建設事業主等を対象とした助成金」を申請される事業者は、受給資格があるかどうか事前に労働局へお問い合わせ下さいようお願いいたします。
- (6) 当協会では、受講中のもしもの事故に対し、受講生を対象とした「講習会等災害補償保険」に加入しております。